

令和4年3月23日（水曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	國井輝明	議員	2番	太田陽子	議員
3番	鈴木みゆき	議員	4番	安孫子義徳	議員
5番	月光裕晶	議員	6番	後藤健一郎	議員
7番	渡邊賢一	議員	8番	古沢清志	議員
9番	佐藤耕治	議員	10番	太田芳彦	議員
11番	阿部清	議員	12番	沖津一博	議員
13番	荒木春吉	議員	14番	柏倉信一	議員
15番	木村寿太郎	議員	16番	伊藤正彦	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅原隆平	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
児玉憲司	選挙管理委員会委員長	木村三紀	農業委員会会長
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会事務局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
高林清美	市民生活課長	武田新二	建設管理課長
伊藤孝	上下水道課長	猪倉秀行	農林課長（併） 農業委員会事務局長
軽部修一	慈恩寺振興課長	鈴木隆	健康福祉課長
今野育男	高齢者支援課長	眞木立子	子育て推進課長
小林弘之	病院事務長	佐藤肇	学校教育課長
船田孝夫	監査委員		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	総務主幹
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

議事日程第6号

第1回定例会

令和4年3月23日(水)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 議第24号 寒河江市教育委員会教育長の任命について
" 2 議案説明
" 3 委員会付託
" 4 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 5 議第 3号 令和4年度寒河江市一般会計予算
" 6 議第 4号 令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
" 7 議第 5号 令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
" 8 議第 6号 令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算
" 9 議第 7号 令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
" 10 議第 8号 令和4年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
" 11 議第 9号 令和4年度寒河江市下水道事業会計予算
" 12 議第10号 令和4年度寒河江市立病院事業会計予算
" 13 議第11号 令和4年度寒河江市水道事業会計予算
" 14 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
" 15 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第16 議第13号 寒河江市課制条例の一部改正について
" 17 議第14号 寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
" 18 議第15号 つのだ地域コミュニティ活性化推進基金条例の制定について
" 19 議第16号 寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
" 20 議第19号 寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について
" 21 議第20号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
" 22 議第21号 西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について
" 23 議第22号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
" 24 議第23号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
" 25 請願第1号 人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願
" 26 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告

日程第 2 7 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

日程第 2 8 議第 1 2 号 寒河江市ゼロカーボンシティ宣言について

〃 2 9 議第 1 7 号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について

〃 3 0 議第 1 8 号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について

〃 3 1 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

〃 3 2 質疑・討論・採決

日程第 3 3 議第 2 5 号 令和 3 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 1 0 号)

〃 3 4 議第 2 6 号 令和 4 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 1 号)

〃 3 5 議第 2 7 号 寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

〃 3 6 議第 2 8 号 損害賠償の額を定めることについて

〃 3 7 議案説明

〃 3 8 委員会付託

〃 3 9 質疑・討論・採決

〃 4 0 議会案第 2 号 人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出について

〃 4 1 議会案第 3 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について

〃 4 2 議案説明

〃 4 3 質疑・討論・採決

〃 4 4 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 6 号に同じ

再 開 午前 1 0 時 1 5 分

○國井輝明議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。阿部議会運営委員長。

〔阿部 清議会運営委員長 登壇〕

○阿部 清議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、3月22日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第24号寒河江市教育委員会教育長の任命について、議第25号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）、議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）、議第27号寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議第28号損害賠償の額を定めることについて、議会案第2号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出について、議会案第3号寒河江市議会委員会条例の一部改正について及び常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての8案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。

日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○**國井輝明議長** お諮りいたします。

本日の会議運営は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第1、議第24号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** おはようございます。

私から議第24号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを御説明申し上げます。

軽部 賢教育長が令和4年3月31日をもって辞職されることに伴い、新たに寒河江市大字柴橋1618番地、佐藤志津男氏を任命いたしたく、御提案するものでございます。

御同意くださいますよう、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

委員会付託

○**國井輝明議長** 日程第3、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第24号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第24号について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第24号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第24号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第24号についてはこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 日程第5、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算から日程第13、議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算までの9案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第14、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。佐藤予算特別委員長。

[佐藤耕治予算特別委員長 登壇]

- 佐藤耕治予算特別委員長** 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会に付託になりました案件は、議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算、議第4号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、

議第5号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第6号令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第7号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第8号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第9号令和4年度寒河江市下水道事業会計予算、議第10号令和4年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月14日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、9案件を一括議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し、審査することといたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号及び議第11号の9案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

- 國井輝明議長** 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第3号令和4年度寒河江市一般会計予算、議第4号令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第5号令和4年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第6号令和4年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第7号令和4年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第8号令和4年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第9号令和4年度寒河江市下水道事業会計予算、議第10号令和4年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第11号令和4年度寒河江市水道事業会計予算の9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第3号、議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号、議第9号、議第10号及び議第11号の9案件は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 國井輝明議長** 次に、日程第16、議第13号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第25、請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願までの10案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 國井輝明議長** 日程第26、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。後藤総務産業常任委員長。

〔後藤健一郎総務産業常任委員長 登壇〕

- 後藤健一郎総務産業常任委員長** 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月14日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第13号から議第16号まで及び議第19号から議第23号まで並びに請願第1号の10案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第13号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「教育委員会において総合的な慈恩寺の振興を担うという説明であったが、地域振興であれば教育委員会は職務権限外であり、市長部局での実施がふさわしいのではないかと考える。そこで、総合的な慈恩寺振興の具体的な内容と、生涯学習課に設置予定の慈恩寺振興係の事務分掌について伺う」との問いがあり、当局より「教育委員会では、史跡慈恩寺旧境内の整備、慈恩寺テラスの活用及び文化財の保存活用により、総合的に慈恩寺振興を担っていくことを想定しております。事務分掌は今後規則で定めていきますが、予算上で申しあげますと、史跡慈恩寺旧境内整備事業及び慈恩寺第1・第2駐車場と慈恩寺テラスの指定管理は生涯学習課、観光ガイドアプリぐるぐるさがえや慈恩寺観光振興協議会等の観光事業はさくらんぼ観光課で担う想定です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号寒河江市職員の育児休業等に

関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号つのだ地域コミュニティ活性化推進基金条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「角田商事株式会社から頂いた寄附金1,000万円を原資とし、地域づくりを推進することのことだったが、使途の方向性や補助金の上限等は決まっているのか」との問いがあり、当局より「本基金を活用したつのだ地域コミュニティ活性化推進事業については、寄附者の意向を踏まえ、地域コミュニティの維持や向上につながる事業、地域での恒例イベントなど、町会等が主体となり実施する地域住民の親睦を深めるための事業に対して交付するものです。補助金の詳細は、これから要綱を定め決定していきます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第16号寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結

し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後に審査に入りましたが、質疑、意見等もなく、討論に入りました。

主な討論の内容を申し上げます。

委員より「今回のこの請願の内容はもっともだと思う。しかし、以前提出のあった辺野古基地建設のために、沖縄戦犠牲者遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取を中止するよう国に求める陳情から辺野古基地建設という文言が抜けただけで、同じような内容である。また、この請願の添付書類は、遺骨や土砂の採取よりも、辺野古や新基地建設反対の内容が主であった。この請願からは違う目的が見え隠れしており、賛成できない」という旨の反対討論がありました。

委員より「請願にある陸軍歩兵32連隊の隊長

であった伊東大尉は、生還したが郷土に遺骨を持ってこられないので、南部で拾った石を砕いて、遺族に送ったと言われている。本市遺族会の中村会長にお話を伺ったところ、36名の遺族も戦後ずっと遺骨がないので、沖縄のほうに向かってお参りをしているとのことであった。私はこの遺骨が混じった土砂を基地に使うことも反対だが、この請願はそういう意味合いの趣旨ではないと理解しているので、賛成する」という旨の賛成討論がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

請願第1号が採択すべきものと決しましたので、請願第1号に係る意見書について、担当書記による意見書案朗読後、審査に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって、意見書案のとおり、議会案を提出するものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第27、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

太田陽子議員に申しあげます。何号議案に対する討論ですか。(「請願第1号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「賛成討論です」の声あり)

そのほかに討論はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでありますので、進めさせていただきます。

きます。

それでは、太田陽子議員の発言を許します。
太田陽子議員。

〔太田陽子議員 登壇〕

○**太田陽子議員** 請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出について、賛成の立場から討論を行います。

私の家は遺族会の会員でした。母の兄が戦死したからです。母の兄は、フィリピンルソン島マニラで戦死しました。小学生だった母は、戦死の公報が家に届いたときのことを私たちにもよく話してくれました。公報を受け取った私の祖母は、狂ったように家を出て、夕方まで帰ってこなかったという内容です。母には3歳年下の妹もおりましたので、2人でどんな思いで母親の帰りを待っていたのかと。子供のときに聞いていたときはそれほど、ああそうなのかと、子供が死ぬと母親は狂ったようになるんだなあなどと簡単に考えていましたが、自分も子供を持って、母親がいない不安などを考えると、母と母の妹はどんな思いで母親の帰りを待っていたのかと。家族の死は全てを奪ってしまう、子供たちの心も痛めてしまうということを考えさせられました。

骨箱の中は遺骨はなく、石ころが一つ入っていたということを、母はよく覚えていました。母は伯父の話をするとき、フィリピンルソン島マニラと正確に言い、お骨は戻らなくても一度フィリピンルソン島マニラに行ってお参りしたいと、よく話しておりました。母も、墓参もできず亡くなってしまいました。工兵で橋を架けていたが、爆撃に遭って一瞬のことだったというのが伝え聞かされております。日本中にこんな思いをしている家族が、いっぱいたくさんいまだにおります。日本兵は沖縄戦では南部に逃げ、最終的には20万の方が亡くなりました。

先日、テレビ朝日で真夜中に放送したテレメ

ンタリーという番組での話です。具志堅隆松さんという方は、遺骨収集を40年間も継続してきました。収集した遺骨は400体にも上ることです。DNA鑑定で、遺族の元に帰られた方もいるということでした。沖縄県以外の戦死者は6万6,000人余りで、ほとんどの遺族に遺骨は帰ってきていません。

この請願は、遺骨の残る土砂を埋立てに使わないでほしいと訴えている内容です。このテレビ番組で、北海道から沖縄の戦線に参加して戦死した方の息子さんの話がありました。父親の遺骨が帰ってこない。帰ってくるまでは戦争は終わっていないということでした。

国には遺骨収集推進法という法律があります。それにのっとり、遺骨のある土砂を埋立てなどに使用せず、そのままの形で残してほしい。遺骨を家族に返したい。遺骨を守りたいという内容です。

私も機会があれば、フィリピンルソン島マニラに行き、骨があるであろう土を可能であれば持ち帰り、母や祖母が眠るお墓と一緒に埋めてあげたいと思います。戦没者の尊厳を守る人道的な観点から、国に意見書を提出し、人骨が眠る沖縄の土をそのままに静かに眠れるよう、皆さんのお力をお貸しいただき、意見書を提出させていただきたいと思います。ぜひよろしくお願ひします。

これで討論を終わります。

○**国井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

柏倉議員に確認をいたします。何号議案に対する討論ですか。（「請願第1号です」の声あり）請願第1号。賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成です」の声あり）賛成討論。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、請願第1号賛成討論について柏倉信一議員の発言を許します。柏倉議員。

〔柏倉信一議員 登壇〕

○**柏倉信一議員** 請願第1号について、紹介議員として賛成の立場から討論をさせていただきます。

手前みそな話になりますが、私がこの政治の世界に入るきっかけとなったのは、2年前に御逝去された山形市選出の今井県会議員の初当選から5年間、事務所のスタッフとしてお手伝いをさせていただいたのがきっかけとなりました。

警視庁の警護をしておられるSPの方々のことわざにも、付き人昼夜分かたずということわざがございます。警護をする人間は、昼も夜もない。昼夜を問わず警護に専念しなくてはならないという言い伝えというか、ことわざとなっております。私の仕えた5年間は、まさに朝から晩まで県議と共に行動し、様々なことを勉強をさせていただいた5年間でありました。そうした中で、今井県議が1期4年の任期の中で、必死になって取り組んだ政治課題が3つございました。

1つには、初陣の戦いに公約として掲げた、山形にもっと大学を、この実現に向けて粉骨砕身したわけですが、出来上がったのが今の芸術工科大学であります。

また2つ目には、カモシカの個体調整問題がありました。山形市の高瀬地区を中心にして、被害が甚大となったカモシカ被害に対する対応でございます。

そして3番目が、雪部隊の遺骨収集でありました。私にとっては、忘れようにも忘れられない出来事でしたが、たまたま私が事務所におりましたときに、雪部隊の方々が陳情にお見えになりました。後々雪部隊の遺骨収集団の代表となられた三部弘一さんという方だったというふうに私は記憶しておりますが、その方を中心にして陳情に見えられました。

冒頭に私に申されたのは、「柏倉君な、雪部隊というのを知っているか」というふうには言わ

れました。雪部隊というのは、東北を中心にして集められた精鋭部隊、青森、岩手、秋田、そして山形県、20代を中心とした若者たちの郷土部隊だったそうであります。戦地に入り、当初は連戦連勝ということで、その成果を遺憾なく発揮してこられたそうでありますが、一旦国に帰って家族との面会を果たし、それからまた戦地に赴く予定だった。ところが残念ながら、風雲急を告げる戦況の中、家族との対面もままならず、インドネシアに転戦するという事になってしまったそうです。

もはやインドネシアの地に着いた頃は、砲弾の補給もなく、食料の補給もほとんど取れないというような中で、いつ果てるともない戦いにじっと耐え忍ぶしか道はなかった。ある者は気が狂ったようになり、相手陣営に飛び込み蜂の巣のように撃ち殺された。しかしながら大半は餓死であったそうです。飢えに苦しみながら、毎日毎日、いつになったらこの戦いが終わるのかと思いつつも、耐えかねて御逝去をしてしまったのが大半だと。去りゆく戦友が残った雪部隊の面々に残した言葉は、死ぬ前に日本の雪が見たいな、日本のあんこ餅が食べたいな。そう言う戦友に、我々は紙をちぎって散らしてこれが日本の雪だ。土を握って、日本のあんこ餅だ。そう思って冥土へ行け。そうやって見送ったそうであります。

終戦を迎えて間もなく50年近くになるとうしている。インドネシアの国と日本の国との外交ルートでは、もはや遺骨収集は終結したということで、1人の遺骨も持ち帰ることができない。先生によ、何とかしてけんねが。今もインドネシアイリアンジャヤには、我々と戦った戦友の3,559柱、生骨のままさらされているんだと。当時20歳だった我々も、間もなく70近くになる。これでは、遺骨を待っている我々が遺骨になってしまう。あの世に行って戦友に合わせる顔がない。

そんな経緯があつて、当時、戦争体験者であった板垣知事の配慮もあり、米沢選出の木村莞爾県会議員が団長となって、インドネシアイリアンジャヤに赴いて、私今でも忘れられないんですが、その3,559柱の中から3つの、3人の遺骨を持ち帰ったときの、三部さんはじめ雪部隊の方々の、顔をくしゃくしゃにした涙でいっぱいにした顔をいまだに私は忘れることができません。

政治に携わる者の宿命というのはこういうものだ、これが我々の仕事なんだなというものを肝に銘じさせられた、私にとっては忘れることのない出来事でありました。

にもかかわらず、ウクライナではまたまた戦争が始まっております。プーチン大統領にぜひお聞きしたいのですが、彼はこれだけ多くの死傷者を出して戦いを続け、その責任をどう考えているのか。御逝去された方々にどうやっておわびをするのか。信じられない、そんな気持ちでいっぱいであります。

私なりにこの請願の趣旨を理解をさせていただいた中で、どうか同僚議員各位の御理解をいただき、そしてまたインターネット中継でこの議場を御覧になっている多くの方々に、この趣旨を御理解をいただきたいものだというふうに思います。

最後になりますが、議員各位の御理解を賜り、この請願が採択していただけることをお願いを申しあげ、討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○**國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く議第13号寒河江市課制条例の一部改正について、議第14号寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議第15号つのだ地域コミュニティ活性

化推進基金条例の制定について、議第16号寒河江市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議第19号寒河江市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について、議第20号寒河江市都市公園条例の一部改正について、議第21号西村山広域行政事務組合と寒河江市との事務委託に関する規約の一部変更について、議第22号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について及び議第23号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第13号、議第14号、議第15号、議第16号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号及び議第23号の9案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に意見書提出を求める請願を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

議 案 上 程

○**國井輝明議長** 次に、日程第28、議第12号寒河江市ゼロカーボンシティ宣言についてから日程

第30、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてまでの3案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**國井輝明議長** 日程第31、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。鈴木厚生文教常任委員長。

〔鈴木みゆき厚生文教常任委員長 登壇〕

○**鈴木みゆき厚生文教常任委員長** 厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3月14日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第12号、議第17号及び議第18号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第12号寒河江市ゼロカーボンシティ宣言についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「市内在住の避難者の人数は。また、避難者の利用は、年間でどの程度あるのか」との問いがあり、当局より「市内在住の避難者は、令和4年3月1日現在で19世帯、49名です。避

難者の延べ利用者数は、令和2年度が1,035人、令和3年度が、令和3年12月末現在で666人となっており、年間で約1,000人を見込んでおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第32、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第12号寒河江市ゼロカーボンシティ宣言について、議第17号寒河江市立保育所設置条例の一部改正について及び議第18号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についての3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第12号、議第17号及び議第18号の3案件は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 次に、日程第33、議第25号令和

3年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)から日程第36、議第28号損害賠償の額を定めることについてまでの4案件を一括議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第37、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○**佐藤洋樹市長** まず、議第25号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)及び議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)につきまして、関連がございますので一括して御説明を申し上げます。

このたびの補正予算2件は、令和4年度に実施予定としておりました新市民浴場整備事業の一部が、国における令和3年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用するチェリースポーツパーク拠点施設整備事業として採択されたことから、令和4年度予算を減額し、令和3年度補正予算として事業費を追加するものでございます。

その結果、議第25号令和3年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)は、歳入歳出予算それぞれ7億1,570万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ285億8,078万円とするものでございます。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金3億5,785万円、繰入金5万円、市債3億5,780万円を追加し対応することといたしました。

また、議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算それぞれ7億1,570万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ223億8,430万円とするものでございます。

これに対する歳入につきましては、国庫支出金 3 億 5,785 万円、繰越金 3,585 万円、市債 3 億 2,200 万円を減額し、対応することといたしました。

次に、議第 27 号寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

令和 4 年度からの再任用職員の雇用に際し、再任用職員に係る手当の規定について、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第 28 号損害賠償の額を定めることについてを御説明申し上げます。

本件は、令和 3 年 12 月 22 日午前 5 時頃、寒河江市大字島字島北地内の市道島高屋線において発生した車両の事故について、損害賠償の額を確定するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

以上 4 案件を御提案申しあげましたが、詳細につきましては、病院事業管理者及び関係課長より御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○**國井輝明議長** 大沼財政課長。

〔大沼利子財政課長 登壇〕

○**大沼利子財政課長** 私から、議第 25 号令和 3 年度寒河江市一般会計補正予算（第 10 号）及び議第 26 号令和 4 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 号）につきまして御説明を申し上げます。

先ほど市長から御説明いたしましたとおり、このたび令和 4 年度に実施予定としておりました新市民浴場整備事業の一部が国における令和 3 年度補正予算の地方創生拠点整備交付金を活用するチェリースポーツパーク拠点施設整備事業として採択をされました。

これは、従来の市民の健康増進機能に加え、チェリークア・パークからグリバーさがえまで

の多彩なスポーツができる環境をチェリースポーツパークエリアと見立て、スポーツを見る人、する人、そして周辺の観光要素やスポーツを支える人々との交流や、地域連携も付加した機能を有するシンボリックな施設を整備することで、人が集い、にぎわい、稼ぐまちづくりの実現を図るものです。このため、令和 4 年度予算を減額し、令和 3 年度補正予算として事業費を追加するものです。

初めに、議第 25 号の令和 3 年度寒河江市一般会計補正予算（第 10 号）について御説明を申し上げます。

先に歳出のほうから説明をさせていただきますので、7 ページの事項別明細書を御覧ください。先ほど御説明しましたとおり、令和 4 年度に事業予定としておりました新市民浴場整備事業の一部 7 億 1,570 万円が、国の地方創生拠点整備交付金を活用する事業として採択されたことから、この 7 億 1,570 万円を新たに計上するものです。

続きまして、歳入について御説明をいたしますので、6 ページを御覧ください。この 15 款国庫支出金は、このたび内閣府の地方創生拠点整備交付金について、令和 3 年度補正予算分として採択をされたことから、事業費 7 億 1,570 万円の 2 分の 1 を計上するものです。19 款の繰入金は、このたびの補正予算の財源とするため、財政調整基金から 5 万円を繰り入れるものです。22 款市債につきましては、このたびの国の補正予算の内示を受けて、後年度の元利償還について市債額の 2 分の 1 が交付税措置となる有利な起債を活用するものです。これにより、将来の財政負担軽減につながるものと考えております。令和 3 年度の補正予算については以上でございます。

続きまして、議第 26 号について御説明をいたしますので、令和 4 年度の補正予算（第 1 号）のほうを御覧いただきたいと思います。

すみません、令和3年度について、繰越明許と起債について御説明が抜けてしまいましたので追加をさせていただきます。令和3年度補正予算、第2表繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

先ほど説明いたしましたチェリースポーツパーク拠点施設整備事業が令和4年度にわたって実施をするため、全額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、第3表地方債について御説明いたしますので、5ページを御覧ください。

チェリースポーツパーク拠点施設整備事業の財源として、国の交付金を充てた後に残る地方負担分全額に補正予算債を活用することができますので、この分を追加するものです。

続きまして、議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。5ページの事項別明細書を御覧ください。

こちらにつきましては、国庫支出金、繰越金、それから市債等につきまして、今回減額をする事業費の財源として計上していたものを減額するものです。

国庫支出金については、令和3年度と同額の3億5,785万円を減額いたします。繰越金については、3,585万円を減額いたします。市債につきましては、事業費の90%相当額を市債として見込んでおりました3億2,200万円を減額いたします。

続きまして、歳出について御説明いたしますので、6ページを御覧いただきたいと思います。先ほど御説明いたしましたとおり、新市民浴場整備事業の一部が令和3年度補正予算の事業として採択されたことから、対象となる事業費7億1,570万円を減額するものです。

続きまして、第2表地方債を御説明いたしますので、4ページを御覧ください。

こちらのほうは、補助対象事業のうち、国の

交付金を充てた後に残る地方債分90%の起債を予定しておりましたが、この分を減額するものです。

以上、議第25号と議第26号につきまして一括して御説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 久保田病院事業管理者。

〔久保田洋子病院事業管理者 登壇〕

○**久保田洋子病院事業管理者** 議第27号寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

令和4年度より、市立病院において新たに再任用職員を雇用するに当たりまして、当該職員に支給する手当について所要の改正をすることとなります。よろしく願いいたします。

○**國井輝明議長** 武田建設管理課長。

〔武田新二建設管理課長 登壇〕

○**武田新二建設管理課長** 私から、議第28号損害賠償の額を定めることについての詳細について御説明を申し上げます。

令和3年12月22日午前5時頃、請求者の運転する車両が市道島高屋線を走行中、道路欠損箇所、穴ぼこに入り、右側フロントバンパーの下部が損傷したことに対する損害賠償について、今回請求者との協議が調いしましたので、速やかに賠償金をお支払いするために、議案を追加させていただきましたものであります。

なお、当欠損箇所につきましては、事故後速やかに補修したところでございます。

以上どうぞよろしく願いいたします。

委 員 会 付 託

○**國井輝明議長** 日程第38、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第25号、議第26号、議第27号及び議第28号の4案件について

ては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第39、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第25号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第26号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第27号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第28号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより、議第25号令和3年度寒河江市一般会計補正予算（第10号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議第26号令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議第27号寒河江市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議第28号損害賠償の額を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**國井輝明議長** 日程第40、議案第2号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出について及び日程第41、議案第3号寒河江市議会委員会条例の一部改正についての2案件を一括議題といたします。

議案説明

○**國井輝明議長** 日程第42、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号及び議案第3号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○**國井輝明議長** 日程第43、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議会議案第2号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議会議案第3号について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

月光議員、確認させていただきます。第何号議案に対する討論ですか。(「議会議案第2号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対討論です」の声あり)

ほかに討論はありませんか。

安孫子議員に確認いたします。第何号議案に対する討論ですか。(「議会議案第2号です」の声あり) 賛成討論ですか、反対討論ですか。(「賛成討論です」の声あり)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、初めに議会議案第2号に対する反対討論について、月光裕晶議員の発言を許します。月光議員。

[月光裕晶議員 登壇]

○**月光裕晶議員** まず私は、戦没者の遺骨を埋立て等に使用するのには反対でございます。それを踏まえまして、今回のこの請願を拝見しましてどうしても違和感を感じるというか、不可解な点がありました。

まず1点目でございます。

埋立てという言葉です。1項目めの戦没者の遺骨等が含まれた土砂を埋立て等に使用しないこととあります。確かに戦没者の遺骨が含まれている土砂を埋立てに使用するの、言うまでもなくよくないことです。とても正当なことを言っておりますし、私もそう思います。

しかし、それは埋立てにだけではなく、あらゆるものにその土砂は使用するべきではないと私は考えます。埋立て等という言葉を入れる必要性がありません。ですので、この項目は、遺骨等が含まれる土砂は、あらゆることにおいて使用しないこと。もしくは、遺骨等が含まれる土砂の採取をやめることとするべきではないかと考えます。

次に、2点目です。

2つ目の項目にあります沖縄戦跡国定公園という言葉です。請願項目には、沖縄戦跡国定公園を聖域とし、遺骨を採取する環境を保存することとなっております。こちらについても、御遺族の気持ちも考えますと当然のことかと思えます。

私は立場上、お骨に接する機会が多いですので、お骨に対する遺族の思いというのはよく分かっているつもりです。もしそこに遺骨があるのであれば、帰ってきてほしいと思うのは自然なことです。採取する環境が守られているのであれば、まだ見つかる可能性はありますので、その帰ってくる可能性まで潰してはならない、ぜひ御遺族のためにも保存していただきたいと思えます。

しかし、なぜ沖縄戦跡国定公園だけなのでしょう。請願趣旨にもありますように、沖縄戦で命を落としたのは20万人となっております。20万人という多くの方が沖縄で命を落とし、まだ少数でも眠っているのであれば、南部の沖縄戦跡国定公園に限定せず、遺骨が眠っている可能性のある全ての場所の環境を保存することと

すべきです。南部以外で亡くなられた方とその御遺族のことも考えた内容の請願にするべきだと考えます。

では、なぜその使わなくてもいい2つの言葉が使われたのかということでもあります。それはその2つの言葉が意味するものが、本当の目的だからと考えます。沖縄戦跡国定公園の土砂を使って、どこを埋め立てるのか。辺野古沿岸を米軍の新基地建設の埋立てに使われるようです。どうやら基地の埋立てに使う土砂の約7割が、沖縄戦跡国定公園のある南部地区より採取するようです。沖縄戦跡国定公園から土砂を採取できなくすることによって、新基地建設の埋立てに必要な土砂が足りなくなり、結果、辺野古への基地の建設を阻止できるようになるわけです。

しかし、この請願には、辺野古や基地の文言は一言もないのではないかと御指摘もあるでしょう。以前、同じ方からの同じような内容の陳情がありました。その陳情の内容は、辺野古基地建設のために、沖縄戦犠牲者遺骨の残る沖縄本島南部からの土砂採取を中止するよう国に求めるものでした。陳情のときは、辺野古基地としっかりと出だしからございます。なぜ今回はその文言を使わなかったのでしょうか。

ある市議会での話であります。その議会での最大会派や政権与党の会派など、辺野古の新基地建設には賛成の立場だったそうです。しかし、市議会では、これらの会派が請願に賛同できるよう、当初の文にあった辺野古や基地の文言を削除し、あらゆる埋立てに使用しないこととの表現にすることで、全会一致にこぎ着けたそうです。

そして今回は、改めてその市議会が全会一致したような、辺野古や基地の文言を削除した文章でこの請願が参りました。与党系の会派に反対する理由を与えないためでしょうか。辺野古や基地という文言はなくとも、埋立てさえ止められれば目的は達成されますので、反対理由と

なり得る辺野古や基地の文言を使わなかったと考えられます。

それと、この問題を積極的に支援している団体で、沖縄島ぐるみの宗教者の会という団体がございます。同じ宗教者として、どういった考えをお持ちなのか参考にさせていただきましたので、調べさせていただきました。この島ぐるみの宗教者の会という名称は略称であり、正式には、辺野古に新基地を造らせない宗教者の会ということでした。そして、目的と業務は、辺野古に新基地を造らせないために各種活動を行うとなっております。

また別の話ですが、問題の南部地区の土砂ですが、過去にも使われた事例があったようで、那覇空港第2滑走路建設等にも使われていて、そのときにはこういった大きな反対はなかったそうです。やはり今回は、基地の建設に使うから声が上がったのではないかと考えます。

私は、辺野古への基地の建設について、賛成反対を申しあげているわけではございません。米軍の新基地建設は、多くの方の多くの事情があり複雑な問題ですので、勉強不足の私がとやかく言うことではないと思っております。長くなりましたが、最後に反対の理由を申しあげます。

私は、遺骨の混ざった土砂は埋立てに使うのは反対ですし、御遺族の元に遺骨が帰れるように、最善を尽くすべきだと思います。この請願の内容が、本当に戦没者とその御遺族のことを考えた内容であれば大賛成です。しかし、この請願は、戦没者の御遺骨を前面に出しながら、本来の目的である辺野古に新基地を建設させないということを達成しようとするものであると考えます。それこそ、御遺骨の尊厳を考えればしてはならない行為ではないでしょうか。

内容は、戦没者の御遺骨をあらゆることに使用しない。遺骨の眠る地を保存することでよいではないですか。私は僧侶としての側面も持つ

ております。だからこそ、戦没者の御遺骨やその御遺族のことを本当に思っている内容なのか、疑問に思ってしまうような、この請願には反対とさせていただきます。

以上でございます。

- 國井輝明議長** 次に、議会案第2号について賛成討論で安孫子議員の発言を許します。安孫子議員。

〔安孫子義徳議員 登壇〕

- 安孫子義徳議員** ただいま議題になっております議会案第2号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出について、賛成の立場から討論いたします。

一般質問で太田議員がおっしゃられましたが、日本国憲法前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」、つまり、世界の国々の人を信じることによって、日本の安全と生存を保持すると書かれております。

ウクライナは、1994年当時世界第3位規模の核保有国でしたが、核兵器放棄を条件にアメリカ、イギリス、ロシアが安全を保障するという約束、ブダペスト覚書に署名しました。安全と生存を保持するために、諸国を信頼だけではなく約束まで交わしたのですが、簡単にほごにされ、現在、ロシア軍の侵攻を受けております。また、ロシアは日本とも国境を接しておりますが、つい先日、我が国との平和条約締結交渉の中断を一方向的に発表しました。

今定例会で、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議をする決議を採決したばかりであり、現下の世界情勢は、間違いなく冷戦終結後で最も危険な状況になっております。

このような状況ですので、我が国の安全保障確保に資する議論はしっかりと行われるべきですが、その議論と混同せず、国を守るために戦ってきた御霊への尊厳ということ、この点に

ついて私は賛成であることを述べ、私の賛成討論とさせていただきます。

- 國井輝明議長** ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて討論を終結させていただきます。

これより採決に入ります。

初めに、議会案第2号人道的見地から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を採取し埋め立てに使用しないよう国に求める意見書の提出についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第3号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について

- 國井輝明議長** 日程第44、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お示ししております文書のとおり各委員長より申出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり決しました。

閉 会 午前 11 時 40 分

○**國井輝明議長** これにて令和4年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。